

変更の届出について（育成医療・更生医療）

【共通】

- ①医療機関の名称・所在地の変更
- ②開設者の名称（氏名）、所在地（住所）の変更

【病院・診療所】

- ①標ぼうしている診療科目のうち担当している医療の種類に関係のあるものの変更
- ②自立支援医療を行うために必要な設備の概要の変更
- ③診療所において、患者を収容する施設の有無及び有するときのその収容定員の変更

【薬局】

- ①調剤のために必要な設備及び施設の概要の変更

【訪問看護ステーション等】

- ①訪問看護事業等に従事する職員の定数

1 提出に必要な書類（1部）

- (1)（様式7）指定自立支援医療機関変更届出書
- (2) 当該事実が判断できる書類
 - ※ 添付書類例：登記簿謄本、議事録、条例、定款（写）など
- (3)（別紙1-2）育成・更生医療を行うために必要な体制及び設備の概要（変更前と変更後のもの）
 - ※ 病院・診療所において体制、設備の概要に変更がある場合
- (4)（別紙2-2）調剤のために必要な設備及び施設の概要（変更前と変更後のもの）
 - ※ 薬局において設備、施設の概要の変更がある場合

2 留意事項

届出にあたっては、指定要領にある「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定基準」を確認の上、届出してください。

届出書の記載にあたっては、様式にある記載要領に留意の上作成してください。

届出書、添付書類は記載もれのないよう注意してください。

3 提出先

管轄する総合振興局・振興局 別紙一覧表のとおり